

報告第12号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月11日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年3月27日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成30年12月16日 午後4時00分頃

2 事故発生の場所

つくば市玉取922番地先

3 相手方

(1) 住所 茨城県つくば市

(2) 氏名

4 事故の概要

上記日時場所において道路が陥没していたため、市道2-1258号線を走行中の相手方車両右側前輪のタイヤが破損した。

5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金5,654円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。